

委託費の経理管理について

標記のことにつきまして、下記により、委託費を適正に管理してください。

記

1. 委託費の経理

(1) 実施機関が委託費の支払いを受け入れた場合は、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その内容を明らかにしておく必要があります。これに関する証拠書類は、委託事業終了の翌年度から5年間保管してください。

また、独立行政法人日本学術振興会（以下、「学振」という。）より、この委託契約に関する証拠書類の閲覧の申し出があった場合には、これに応じなければなりません。

(2) 委託費から利子が生じた場合には、実施機関に譲渡するものとします。

(3) 実施機関は支出した経費の支出報告書及び委託費収支簿を指定した期日までに提出してください。また、委託費の額に不用が生じた場合には、支出報告書、委託費収支簿及び完了通知書を提出後、返納の手続きをお願いします。

(4) 委託費は消費税及び地方消費税を含みます。また、消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託費に108分の8を乗じて得た額です。謝金等の支出にあたっては事務処理上、遺漏のないようにお願いします（消費税が不課税または非課税になっている費目（謝金等）について、その費目における支出の消費税相当額を別途計上し、税務署への申告等の手続きをとる必要があります。）。

2. 委託費の用途

委託費の用途は、講義・実験等を中心とした本プログラムを行うために必要となる経費とします。また、継続的に行われる調査・研究のための経費としては使用できませんので、以下を参考として適切に管理してください。

(1) 謝金

実施協力者に対する謝礼に要する経費（実験・実習補助、プログラムに使用する資料作成などの短期的な協力を得た人（学生（学部学生・大学院生）を含む）に対する謝金、外部から招聘した講師等に対する謝金。）。

なお、単価の決定、支出については、実施機関の規程等に従ってください。

(2) 旅費

実施日及び事前の打ち合わせ、資料収集、広報活動に要する旅費（国内）及び外部講師等への招聘旅費（国内・国外）。

なお、旅費の支出については、実施機関の規程等に従ってください。

(3) 物品費

物品（長期の使用に耐えないもの（実験材料、試薬など））の購入費。委託費の用途は、講義・実験等を中心とした本プログラムを行うために必要となる経費としていただきますので、受講生への記念品の類いを購入することは避けてください。

なお、高額な実験機材・機器、器具類等については、可能な限りレンタルとして、役務費で計上してください。

また、筆記用具、メモ帳等、個人で用意できるものについては、可能な限り受講生が持参するようにしてください。

(4) その他の経費

① 印刷製本費

テキスト、配付資料、PR用のポスター等を作成するために必要な経費。

② 通信運搬費

切手・はがき代、宅配料など。

③ 会議費

プログラム当日の実施者と受講生の交流を目的とする場合に限り、クッキータイム等における茶菓代及び食事代等を支出することができます。一人当たりの飲食代金は、1日あたり1,000円（税込）以内（クッキータイム等での茶菓代、食事代等を全て含んだ金額）とし、華美にならないように注意してください。

また、受講生以外の参加者（保護者・家族等及び小中学校・高等学校教員）の食事代については、本委託費からは支出できませんので、別途徴収等してください。

④ 役務費等

広告掲載料、実施会場・バス等借り上げ費、パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器その他の実験機材等のレンタル料、見学場所への入館料など。

⑤ 傷害保険料

プログラム時間内の参加者及び実施者の傷害保険料。

なお、自宅と会場との往復途中については、受講生本人及び保護者、引率者の責任のもとに行動することとし、本プログラムの保険の対象外とします。

※ プログラムの実施前には必ず傷害保険に加入して頂くこととなりますが、実施機関内の会場での事故に対し既に保険加入している場合は、本プログラムの実施にあたっては対象者へ当該保険が適用になることが確認できれば改めて保険加入する必要はありません。

⑥ 事務管理費

プログラムの実施に伴い必要となるトナーカートリッジやインクカートリッジなどの消耗品費その他の管理的経費。

委託費総額の10%を上限として、計上することができます。使用にあたっては、実施機関の規程等に従ってください。

なお、報告書作成等プログラムに付随する事務的経費は事務管理費として計上してください。

⑦ その他学振が承認した経費

上記以外のもので、プログラムの実施に必要なと学振が承認した経費。

謝金の消費税や、振込手数料、代金引換手数料その他の手数料など。

謝金の消費税は、実施機関の規程等に従って、謝金自体の積算において、消費税込みであることが分かるようにして、前述の「(1) 謝金」の費目で計上しても構いません。また、振込手数料、代金引換手数料などは、実施機関の規程等に従って、前述の「(3) 物品費」等の費目で計上しても構いません。

なお、費目が不明な場合は、事前に学振に相談してください。

(5) 支出できない経費

- ① 建物等施設の購入に関する経費
- ② 実施者（協力者を除く）への謝金
- ③ 実施日以外に発生した事故・災害の処理のための経費
- ④ その他、本事業とは関係のない経費

3. 委託費の不正使用

本委託費は、国民の貴重な税金等でまかなわれています。実施者及び実施（受託）機関は関係規程等に従いこれを適正に使用する義務が課せられます。

実施（受託）機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）に則り、適正な管理・監査を行ってください。

実施者が不正使用等を行った場合に、学振がとる措置の内容については、別紙の「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成18年12月6日規程第19号、平成29年8月8日規程第34号改正）の第16条（措置の内容）に規定しています。

研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程

平成18年12月6日

規程第19号

*「不正使用等への対応に関する規程」は
平成20年3月28日規程第3号により制定

改正 平成25年3月13日規程第4号

改正 平成27年4月1日規程第3号

改正 平成28年3月31日規程第35号

改正 平成29年8月8日規程第34号

(趣旨)

第1条 科学研究における不正行為や研究者等による競争的資金等の不正使用等は、科学を冒瀆し、その発展を妨げるものであるとともに、人々の科学への信頼を揺るがし、貴重な国費を浪費するものである。その観点から、独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）（以下、「研究活動のガイドライン」という。）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定。平成26年2月18日改正）（以下、「管理・監査のガイドライン」という。）及び「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、研究資金を活用した研究活動における不正行為及び研究資金の不正使用等への対応並びに研究機関における組織としての管理責任の履行の確保に関する取扱いについて必要な事項を定め、研究活動の公正性を厳正に確保すること及び貴重な国費を原資とする研究費に込められた国民の負託に応えることとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」で定められたもののほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 「研究資金」とは、振興会が交付する全ての競争的資金、研究奨励金及び委託費等をいう。
- (2) 「不正行為」とは、研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為をいい、そのうち故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用を「特定不正行為」という。
- (3) 「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究資金の他の用途への使用又は研究資金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。
- (4) 「不正使用等」とは、不正使用及び偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けることをいう。
- (5) 「組織としての管理責任の履行」とは、「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」が示す、特定不正行為及び不正使用等に対応するため研究機関が行う適切な管理体制の整備をいう。

(対象となる研究活動)

第3条 対象となる研究活動は、研究資金の配分又は措置により行われる全ての研究活動とする。

(対象となる研究者等)

第4条 対象となる研究者等は、研究資金の交付を受けて研究活動を行っている研究者・研究グループ等とする。

(対象となる研究機関)

第5条 対象となる研究機関は、研究資金の交付を受けている研究者等が所属する研究機関又は研究資金を受けている研究機関とする。

(告発等の受付)

第6条 特定不正行為又は不正使用等に関する告発又は告発の意思を明示しない告発に関する相談等(以下、「告発等」という。)は、原則として、被告発者が所属する研究機関が受け付ける。ただし、振興会は、被告発者が研究機関に所属していない場合又はそれ以外であっても特別な事情があると判断した場合には、告発等を行う者(以下、「告発者等」という。)からの告発等を受け付けることができる。

(告発等受付窓口の設置)

第7条 振興会は、第6条ただし書きの場合に備えて、告発等を受け付ける窓口を総務企画部企画情報課に設置し、以下により告発等を受け付ける。

- (1) 告発等は、書面、電話、FAX、電子メール又は面談により受け付ける。
- (2) 総務企画部企画情報課は、告発等があったとき、告発者等の所属・氏名・連絡先、特定不正行為又は不正使用等を行ったとする研究者等、特定不正行為又は不正使用等の態様、特定不正行為とする科学的な合理性のある根拠あるいは不正使用等とする合理的な根拠、使用された研究資金の種別・名称、振興会以外の機関に対する告発等の有無、告発者等が秘匿したい事項等について把握するとともに、告発者等に対し第20条の内容を伝達する。
- (3) 告発等が総務企画部企画情報課以外の部課にあったときは、当該部課は速やかに総務企画部企画情報課に連絡する。
- (4) 総務企画部企画情報課は、受け付けた告発等に係る研究資金の種別に応じて、当該告発等の内容を当該研究資金担当課に連絡する。

(告発等の移送)

第8条 振興会は、告発等がなされた事案に関する研究資金の配分主体が振興会以外の資金配分機関であるときは、当該資金配分機関に事案を移送し、告発者等にこの旨通知する。

(告発等の取扱い)

第9条 告発等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 振興会は、原則として、特定不正行為又は不正使用等を行ったとする研究者等、特定不正行為の態様が明示され、かつ特定不正行為とする科学的な合理性のある根拠あるいは不正使用等とする合理的な根拠が示されている告発等のみを受理する。
- (2) 振興会は、特定不正行為については、原則として顕名による告発等のみを受理する。ただし、匿名の告発等によるものであっても、その内容に応じ、顕名の告発等による場合に準じた取扱いをすることができる。
- (3) 振興会は、報道や学会等の研究者コミュニティーにより特定不正行為又は不正使用等の疑いが指摘された場合には、告発等があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(告発者等・被告発者の秘密保持)

第10条 振興会は、告発者等、被告発者、告発等の内容及び当該告発等に係る事案の調査・事実確認(以下、単に「調査」という。)の内容について、調査結果の公表まで、秘密保持を徹底する。

2 前項の規定にかかわらず、振興会は、調査事案が漏えいした場合、告発者等及び被告発者の了解を得て、調査中の調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者等又は被告発者の責により漏えいした場合は、本人の了解は要しない。

(告発等に係る事案の調査)

第11条 研究資金担当課は、告発等を受けた場合には、速やかに現に被告発者が所属する(どの研究機関にも所属していないが専ら特定の研究機関の施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。)研究機関若しくは告発等をされた事案に係る研究活動を行った際に所属していた研究機関又は被告発者が当該告発等をされた事案に係る研究活動を行っていた研究機関(以下、「調査機関」という。)に当該告発等に係る事案の調査を依頼する。

2 被告発者が調査開始のとき及び告発等をされた事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、前項に規定する研究機関による調査の実施が極めて困難であると研究資金担当課が認める場合は、当該研究資金担当課が前項の調査を実施する。

(調査中における一時的措置)

第12条 振興会は、被告発者に対し、調査結果の報告を受けるまでの間、当該事案に係る研究資金の執行停止を命ずることができるほか、被告発者に交付決定した当該事案に係る研究資金の交付停止、被告発者から別に応募・申請されている研究資金の採択の決定又は交付決定を保留することができる。

2 前項に限らず、振興会は、調査の過程であっても、調査機関から特定不正行為又は不正使用等の一部が認定された旨の報告があった場合、又は被告発者が自らの責任を果たさないことにより調査結果の報告が遅延している場合は、被告発者に係る研究資金について採択又は交付決定の保留、交付停止、関係機関に対する執行停止の指示等を命ずることができる。

(特定不正行為若しくは不正使用等が認定された者又は組織としての管理責任が履行されていない研究機関に対する措置)

第13条 次の各号の場合、理事長はただちに必要な措置を執る。

(1) 交付した研究資金に係る研究活動における特定不正行為又は研究資金の不正使用等の調査の結果、特定不正行為又は不正使用等があったと認定された場合

(2) 調査機関が、振興会が所管する競争的資金に係る告発等の最終報告書を次のイからハで定める期限内に提出しない場合

イ 特定不正行為に係る調査においては当該調査機関の規程等を踏まえた調査期限内

ロ 不正使用に係る調査においては告発等を受け付けた日から210日以内

ハ イ、ロに限らず、報告書遅延に合理的な理由があると振興会が認めた場合は、別に設けた期限内

(3) 文部科学省が、「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」に基づき研究機関に対し、体制整備等の不備について改善事項及びその履行期限を示した管理条件について、その履行が認められないと判断した場合

(4) 文部科学省が、「管理・監査のガイドライン」に基づき研究機関における体制整備に重大な不備があると判断した場合又は研究機関における体制整備の不備による不正使用と認定した場合

(特定不正行為が認定された者に対する措置を検討する体制等)

第14条 特定不正行為があったと認定された場合、理事長は、研究活動の特定不正行為に係る対応措置を検討する委員会(以下、「検討委員会」という。)に対し、対応措置の検討を求める。

2 理事長は、検討委員会が調査機関の認定に基づき、当該被認定者に対して執るべき措置について検討した結果の報告を受けて措置を決定する。

3 検討委員会の所掌事務及び組織等については、別に定める。

(措置の対象者)

第15条 措置の対象者は次の各号のとおりとする。

(1) 特定不正行為に関する措置の対象者は、次のイからロのとおりとする。

イ 特定不正行為に関与したと認定された者

ロ 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者

(2) 不正使用等に関する措置の対象者は、次のイからハのとおりとする。

イ 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者

ロ 偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けていた研究者及びそれに共謀した研究者

ハ 不正使用に直接関与していないが、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下、「善管注意義務」という。）に違反して使用を行った研究者

(措置の内容)

第16条 理事長が第13条第1号で執る措置の内容は、次のとおりとする。

(1) 事案に応じて、当該研究資金の交付決定を取り消すとともに、既に配分された研究資金の一部又は全部を返還させる。

(2) 措置の対象者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。

(3) 措置の対象者に対し、一定の期間、振興会の所管する全ての研究資金を交付しない。交付しない期間は、原則として、措置が執られた年度の翌年度以降、特定不正行為の場合は別表1、不正使用等の場合は別表2に定める期間とする。

(4) 前号の規定にかかわらず、科学研究費助成事業に係る補助金等を交付しない期間等については別に定める。

2 理事長は、第13条第2号から第4号で執る措置として、「研究活動のガイドライン」又は「管理・監査のガイドライン」の定めるところにより、競争的資金の間接経費措置額の減額又は配分の停止を行う。

(対象研究資金以外のものに係る特定不正行為及び不正使用等)

第17条 振興会は、本規程が対象とする研究資金に加え、次の各号において特定不正行為又は不正使用等により一定の期間申請及び参加資格を制限する措置を受けた研究者について、当該措置の期間、研究資金を交付しない。

(1) 国の行政機関及び独立行政法人が交付する競争的資金

(2) 前号に該当するものを除く「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」対象制度

(3) 「研究活動のガイドライン」が規定する基盤的経費

(措置の通知、報告)

第18条 振興会は、決定した措置及びその対象者等について、告発者等、措置の対象者及び対象研究機関、並びに措置の対象者が所属する研究機関に通知する。

2 振興会は、競争的資金等において決定した措置について、文部科学省に速やかに報告する。

(措置内容の公表)

第19条 振興会は、措置を決定したときは、原則として、これを速やかに公表する。

(悪意に基づく告発等への対応)

第20条 振興会は、告発等が悪意に基づくものであることが判明した場合は、当該告発者等の氏名の公表、刑事告発等を行うことができる。

(措置と訴訟との関係)

第21条 措置後に訴訟が提起された場合、措置の内容が不適切であるとする内容の裁判所の判断が確定しない限り、措置を継続する。措置前に訴訟が提起された場合にも、措置を行うための合理的かつ客観的な根拠が確認された場合は、訴訟の結果を待たずに措置を行うことができる。

2 措置後の訴訟において認定が不適切とされた場合、措置内容の一部又は全てを撤回するものとする。

3 前項において、研究資金の返還がなされていた場合は、措置の対象となった研究の状況に応じて再交付するか否か検討し判断する。

(措置内容等の公募要領等への記載)

第22条 振興会は、特定不正行為若しくは不正使用等を行った又は組織としての管理責任の履行を怠った場合にとる措置の内容及び措置の対象者の範囲について、あらかじめ研究資金の公募要領及び委託契約書(附属資料を含む。)等に記載する。

(雑則)

第23条 本規程に定めるもののほか、振興会の特定不正行為又は不正使用等への対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成18年規程第19号)

この規程は、平成18年12月6日から施行する。

附 則(平成25年規程第4号)

1 この規程は、平成25年3月13日から施行する。

2 平成25年4月1日よりも前に不正使用を行った者に対する振興会の所管するすべての研究資金を交付しない期間は、措置が執られた年度の翌年度以降、次の範囲内で不正使用の内容を勘案し相当と認められるものとする。

(1) 研究資金により実施する研究事業等に関連する研究等の遂行に使用した場合は1～2年間

(2) (1)を除く、研究等に関連する用途に使用した場合は1～3年間

(3) 研究等に関連しない用途に使用した場合は1～4年間

(4) 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合は1～4年間

(5) (1)から(4)にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合は5年間

3 この規程の施行日から平成25年3月31日までの間、第7条中「総務企画部」とあるのは、「総務部」と読み替えるものとする。

4 競争的資金等の不正使用等への対応に関する規程(平成20年規程第3号)は廃止する。

附 則(平成27年規程第3号)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 第12条第2項、第13条第2号及び第17条第2号、第3号は、不正使用においては、平成26年4月1日以降に配分した研究資金を対象とし、特定不正行為においては、平成27年4月1日以降に配分した研究資金を対象とする。

附 則(平成28年規程第35号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成２９年規程第３４号）

この規程は、平成２９年８月８日から施行する。

別表1（第16条第1項第3号特定不正行為関係）

措置の対象者	特定不正行為の程度	交付しない期間		
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者	10年		
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為があった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

別表2（第16条第1項第3号不正使用等関係）

措置の対象者	不正使用の程度	交付しない期間	
I 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用	10年	
II 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 1. 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
III 偽りその他不正の手段により研究資金の交付を受けた研究者及びそれに共謀した研究者	—	5年	
IV 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者	—	善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

なお、以下に該当すると判断された者に対しては、「嚴重注意」の措置を講ずる。

- (1) 上記IIのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合。
- (2) 上記IVのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合。